

経理処理ガイドライン 2023 年 10 月（2024 年 4 月追記版）の変更内容一覧

頁	項目	変更前	変更後
5	Ⅱ.4. 紛争影響国・地域における報酬単価の加算	なお、複数の契約履行期間に分割して契約書を締結する場合であって、当初契約時には業務対象国・地域が「紛争影響国・地域」だったものの、継続契約の打合簿承認日において業務対象国・地域が「紛争影響国・地域」から外れている場合は、当該継続契約について、報酬単価の加算のない上限額を適用します。逆に、継続契約の締結日において、「紛争影響国・地域」に新たに指定されていた場合には、「表 1 報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」」の上限額を適用します。	なお、複数の契約履行期間に分割して契約書を締結する場合であって、当初契約時には業務対象国・地域が「紛争影響国・地域」だったものの、継続契約の打合簿承認日において業務対象国・地域が「紛争影響国・地域」から外れている場合は、当該継続契約について、報酬単価の加算のない上限額を適用します。逆に、継続契約の打合簿承認日において、「紛争影響国・地域」に新たに指定されていた場合には、「表 1 報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」」の上限額を適用します。
12	Ⅲ.1. 旅費（航空賃） （2）航空券クラス 表 3 注意書き	記載なし。	注 5）海外居住者については、居住地から業務地までのフライト所要時間に基づき、8 時間未満（A 地域）、8 時間以上 16 時間未満（B 地域）、16 時間以上 24 時間未満（C 地域）、24 時間以上（D 地域）で分類しフライトクラスを設定してください。
14	Ⅲ.1. 旅費（航空賃） （4）精算について ②実費精算方式	記載なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・現地業務期間中に、一時的に JICA 以外の別業務に従事した場合（中抜け）の当該旅費（航空賃）は、精算対象として認めます。 ・座席指定料については、原則、精算対象外です。ただし、当該搭乗クラスの座席指定料が不要な座席が設定されていない場合は、契約金額の範囲内で精算対象として認めますので、その旨を精算時の証拠

			書類附属書の備考へ記載してください。
16	Ⅲ.1.旅費（その他） （1）日当・宿泊料	記載なし。	<p><別添資料3 特別宿泊料単価の補足説明></p> <p>「別添資料3：特別宿泊料単価」にて、宿泊料をホテルの領収書による実費精算を認める場合の食事代相当額は、以下の通りとします。適用開始は2023年11月9日以降の宿泊とします。2023年11月8日以前の宿泊費は夕食、朝食ともに2,900円を上限とし、領収書をもって実費精算とします。また、適用により契約金額から50万円以上超える場合は変更契約を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 宿泊料に食事が付与されていない、宿泊料金の場合：朝食、夕食分として5,800円/泊を宿泊料に加算します。 ✓ 宿泊料金に朝食又は夕食が提供されている場合：一食分として2,900円/泊を宿泊料に加算します。 ✓ 宿泊料金に朝食及び夕食が提供されている場合：食事代相当額の加算はありません。
20	Ⅲ.3.(3)セミナー等実施関連費 <精算について>	記載なし。	また、セミナー等参加者への宿泊料に夕食代、朝食代が含まれていない場合は、別途夕食代、朝食代を精算することが可能です。
37	Ⅵ.7.各種支払いについて （2）部分払	（2）部分払 上記の式における「契約金相当額」は、受注者が提出する「契約金相当額計算書」を基に査定	（2）部分払 上記の式における「契約金相当額」は、受注者が提出する「契約金相当額計算書」を基に査定されます。

	(5) 請求書の提出先	<p>されます。なお、複数の前金払、部分払が混在し、部分払の後に前金払を行う場合は、上記の計算式とは異なりますのでご注意ください。</p> <p>(5) 請求書の提出先 記載なし。</p>	<p>また、一般業務費の合意単価や定額計上を打合簿にてランプサムとした経費は、当該業務部分完了届提出までに完了したところまで適宜計上して下さい。</p> <p>なお、複数の前金払、部分払が混在し、部分払の後に前金払を行う場合は、上記の計算式とは異なりますのでご注意ください。</p> <p>(5) 請求書の提出先 支払い条件を満たした後、各種請求書を速やかに提出してください。各種支払い請求書提出先 メール：outm1_shiharai@jica.go.jp 宛先：調達・派遣業務部 業務支援チーム（請求書受領用）</p>
54-57	別添資料2：報酬単価表（業務実施契約及び単独型）	記載なし。	2024年度単価を追記
80	参考資料1	<p>5. 報酬単価</p> <p>なお、上述の計算式をそのまま適用すると、報酬単価（月額上限額）に千円未満の端数が生じるため、各格付において百円の位を六捨七入しています。</p>	<p>5. 報酬単価</p> <p>なお、上述の計算式をそのまま適用すると、報酬単価（月額上限額）に千円未満の端数が生じるため、各格付において百円の位を四捨五入しています。</p>

以上